

原子力規制委員会原子力規制庁
原子力災害対策・核物質防護課長殿

原子力発 第15063号
平成27年 5月19日



伊方発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、この度、山口県地域防災計画原子力災害対策編の変更に伴い、原子力災害時における弊社から山口県への通報連絡先を変更いたします。

つきましては、伊方発電所原子力事業者防災業務計画に記す原子力災害発生時における通報先を、同防災業務計画の修正までの期間、下記のとおり運用しますので、ご連絡申し上げます。

敬具
記

・変更内容

1. 伊方発電所原子力事業者防災業務計画に記す原子力災害発生時における山口県への通報先に消防保安課を追加する。

・運用開始日

平成27年5月18日（月）

・添付資料

伊方発電所原子力事業者防災業務計画読み替え表

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え前後比較表

内規名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画（1／6）

修 正 前	修 正 後	理 由
<p>別図2-5 非常準備体制発令基準に達した場合の通報連絡経路 (発電所内の事象発生時の通報連絡経路)</p> <p>発電所</p> <p>事象発見者</p> <p>当直長</p> <p>連絡責任者 連絡当番者</p> <p>原子力防災管理者</p> <p>愛媛県庁 (原子力安全対策課)</p> <p>愛媛県原子力センター</p> <p>愛媛県南予地方局八幡浜支局 (総務県民室)</p> <p>伊方町 (政策推進課 原子力対策室)</p> <p>八幡浜市、西予市、大洲市、宇和島市、伊予市、内子町</p> <p>愛媛県警察本部</p> <p>八幡浜警察署、大洲警察署、西予警察署、宇和島警察署、伊予警察署</p> <p>八幡浜地区施設事務組合消防本部、大洲地区広域消防事務組合消防本部、西予市消防本部、宇和島地区広域事務組合消防本部、伊予消防等事務組合消防本部</p> <p>松山海上保安部、宇和島海上保安部</p> <p>地区連絡要員 (亀浦、鳥津、九町)</p> <p>山口県庁 (防災危機管理課)</p> <p>内閣府 (内閣総理大臣)</p> <p>原子力規制委員会原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課 (原子力規制委員会)</p> <p>内閣官房</p> <p>内閣府 政策統括官付 参事官付</p> <p>伊方原子力規制事務所 (原子力防災専門官)</p> <p>経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課</p> <p>一斉FAX</p> <p>電話によるFAX 着信確認</p> <p>電話によるFAX 送信連絡</p> <p>別図2-5 非常準備体制発令基準に達した場合の通報連絡経路 (発電所内の事象発生時の通報連絡経路)</p> <p>発電所</p> <p>事象発見者</p> <p>当直長</p> <p>連絡責任者 連絡当番者</p> <p>原子力防災管理者</p> <p>愛媛県庁 (原子力安全対策課)</p> <p>愛媛県原子力センター</p> <p>愛媛県南予地方局八幡浜支局 (総務県民室)</p> <p>伊方町 (政策推進課 原子力対策室)</p> <p>八幡浜市、西予市、大洲市、宇和島市、伊予市、内子町</p> <p>愛媛県警察本部</p> <p>八幡浜警察署、大洲警察署、西予警察署、宇和島警察署、伊予警察署</p> <p>八幡浜地区施設事務組合消防本部、大洲地区広域消防事務組合消防本部、西予市消防本部、宇和島地区広域事務組合消防本部、伊予消防等事務組合消防本部</p> <p>松山海上保安部、宇和島海上保安部</p> <p>地区連絡要員 (亀浦、鳥津、九町)</p> <p>山口県庁 (防災危機管理課・消防保安課)</p> <p>内閣府 (内閣総理大臣)</p> <p>原子力規制委員会原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課 (原子力規制委員会)</p> <p>内閣官房</p> <p>内閣府 政策統括官付 参事官付</p> <p>伊方原子力規制事務所 (原子力防災専門官)</p> <p>経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課</p> <p>一斉FAX</p> <p>電話によるFAX 着信確認</p> <p>電話によるFAX 送信連絡</p>	<p>山口県地域防災計画 (原子力災害対策編) 改正に伴う修正</p>	

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え前後比較表

内規名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画（2／6）

修 正 前	修 正 後	理 由
<p>別図2-6 原災法第10条第1項等に基づく通報連絡経路（1／2） (1) 発電所内での事象発生時の通報連絡経路</p> <p>原災法10条 第1項に基づく 通報先</p> <p>一斉FAX</p> <p>電話によるFAX 着信確認</p> <p>電話によるFAX 送信連絡</p>	<p>別図2-6 原災法第10条第1項等に基づく通報連絡経路（1／2） (2) 発電所内での事象発生時の通報連絡経路</p> <p>原災法10条 第1項に基づく 通報先</p> <p>一斉FAX</p> <p>電話によるFAX 着信確認</p> <p>電話によるFAX 送信連絡</p>	<p>山口県地域防災計画（原子力災害対策編）改正に伴う 修正</p>

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え前後比較表

内規名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画（3／6）

修 正 前	修 正 後	理 由
<p>別図2-6 原災法第10条第1項等に基づく通報連絡経路（2／2） (2) 事業所外運搬での事象発生時の通報連絡経路</p> <pre> graph TD AE[事象発見者] --> EP[発電所] EP --> CR[連絡責任者 連絡当番者] CR --> NEM[原子力防災管理者] NEM -.-> DA[事象発生場所を管轄する都道府県知事] NEM -.-> MC[事象発生場所を管轄する市町村長] NEM -.-> SA[事象発生場所を管轄する警察署] NEM -.-> SF[事象発生場所を管轄する消防署] NEM -.-> LS[事象発生場所を管轄する労働基準監督署] NEM -.-> SB[事象発生場所を管轄する海上保安部] NEM -.-> AENR[A愛媛県庁(原子力安全対策課)] NEM -.-> AENR[A愛媛県原子力センター] NEM -.-> ANR[A愛媛県南予地方局八幡浜支局(総務県民室)] NEM -.-> IM[伊方町(政策推進課 原子力対策室)] NEM -.-> H[八幡浜市、西予市、大洲市、宇和島市、伊予市、内子町] NEM -.-> AP[愛媛県警察本部] NEM -.-> OI[八幡浜警察署、大洲警察署、西予警察署、宇和島警察署、伊予警察署] NEM -.-> F[八幡浜地区施設事務組合消防本部、大洲地区広域消防事務組合消防本部、西予市消防本部、宇和島地区広域事務組合消防本部、伊予消防等事務組合消防本部] NEM -.-> SH[松山海上保安部、宇和島海上保安部] NEM -.-> DK[地区連絡要員(亀浦、鳥津、九町)] NEM -.-> SK[山口県庁(防災危機管理課)] NEM -.-> ORC[原子力規制委員会原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課(原子力規制委員会)] NEM -.-> MO[内閣府(内閣総理大臣)] NEM -.-> KEP[四国経済産業局] NEM -.-> IANR[伊方原子力規制事務所(原子力防災専門官)] NEM -.-> NT[国土交通省 海事局 検査測度課(事象発生場所が海上の場合) 国土交通省 自動車局 環境政策課(事象発生場所が陸上の場合)(国土交通大臣)] NEM -.-> NO[内閣官房] NEM -.-> NP[内閣府 政策統括官付 参事官付] NEM -.-> ENE[経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課] </pre> <p>原災法10条第1項に基づく 通報先</p> <p>一斉FAX</p> <p>通常FAX</p> <p>電話によるFAX 着信確認</p> <p>電話によるFAX 送信連絡</p> <p>原災法10条第1項に基づく 通報先</p> <p>一斉FAX</p> <p>通常FAX</p> <p>電話によるFAX 着信確認</p> <p>電話によるFAX 送信連絡</p>	<p>別図2-6 原災法第10条第1項等に基づく通報連絡経路（2／2） (2) 事業所外運搬での事象発生時の通報連絡経路</p> <pre> graph TD AE[事象発見者] --> EP[発電所] EP --> CR[連絡責任者 連絡当番者] CR --> NEM[原子力防災管理者] NEM -.-> DA[事象発生場所を管轄する都道府県知事] NEM -.-> MC[事象発生場所を管轄する市町村長] NEM -.-> SA[事象発生場所を管轄する警察署] NEM -.-> SF[事象発生場所を管轄する消防署] NEM -.-> LS[事象発生場所を管轄する労働基準監督署] NEM -.-> SB[事象発生場所を管轄する海上保安部] NEM -.-> AENR[A愛媛県庁(原子力安全対策課)] NEM -.-> AENR[A愛媛県原子力センター] NEM -.-> ANR[A愛媛県南予地方局八幡浜支局(総務県民室)] NEM -.-> IM[伊方町(政策推進課 原子力対策室)] NEM -.-> H[八幡浜市、西予市、大洲市、宇和島市、伊予市、内子町] NEM -.-> AP[愛媛県警察本部] NEM -.-> OI[八幡浜警察署、大洲警察署、西予警察署、宇和島警察署、伊予警察署] NEM -.-> F[八幡浜地区施設事務組合消防本部、大洲地区広域消防事務組合消防本部、西予市消防本部、宇和島地区広域事務組合消防本部、伊予消防等事務組合消防本部] NEM -.-> SH[松山海上保安部、宇和島海上保安部] NEM -.-> DK[地区連絡要員(亀浦、鳥津、九町)] NEM -.-> SK[山口県庁(防災危機管理課・消防保安課)] NEM -.-> ORC[原子力規制委員会原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課(原子力規制委員会)] NEM -.-> MO[内閣府(内閣総理大臣)] NEM -.-> KEP[四国経済産業局] NEM -.-> IANR[伊方原子力規制事務所(原子力防災専門官)] NEM -.-> NT[国土交通省 海事局 検査測度課(事象発生場所が海上の場合) 国土交通省 自動車局 環境政策課(事象発生場所が陸上の場合)(国土交通大臣)] NEM -.-> NO[内閣官房] NEM -.-> NP[内閣府 政策統括官付 参事官付] NEM -.-> ENE[経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課] </pre> <p>原災法10条第1項に基づく 通報先</p> <p>一斉FAX</p> <p>通常FAX</p> <p>電話によるFAX 着信確認</p> <p>電話によるFAX 送信連絡</p>	<p>山口県地域防災計画(原子力災害対策編)改正に伴う修正</p>

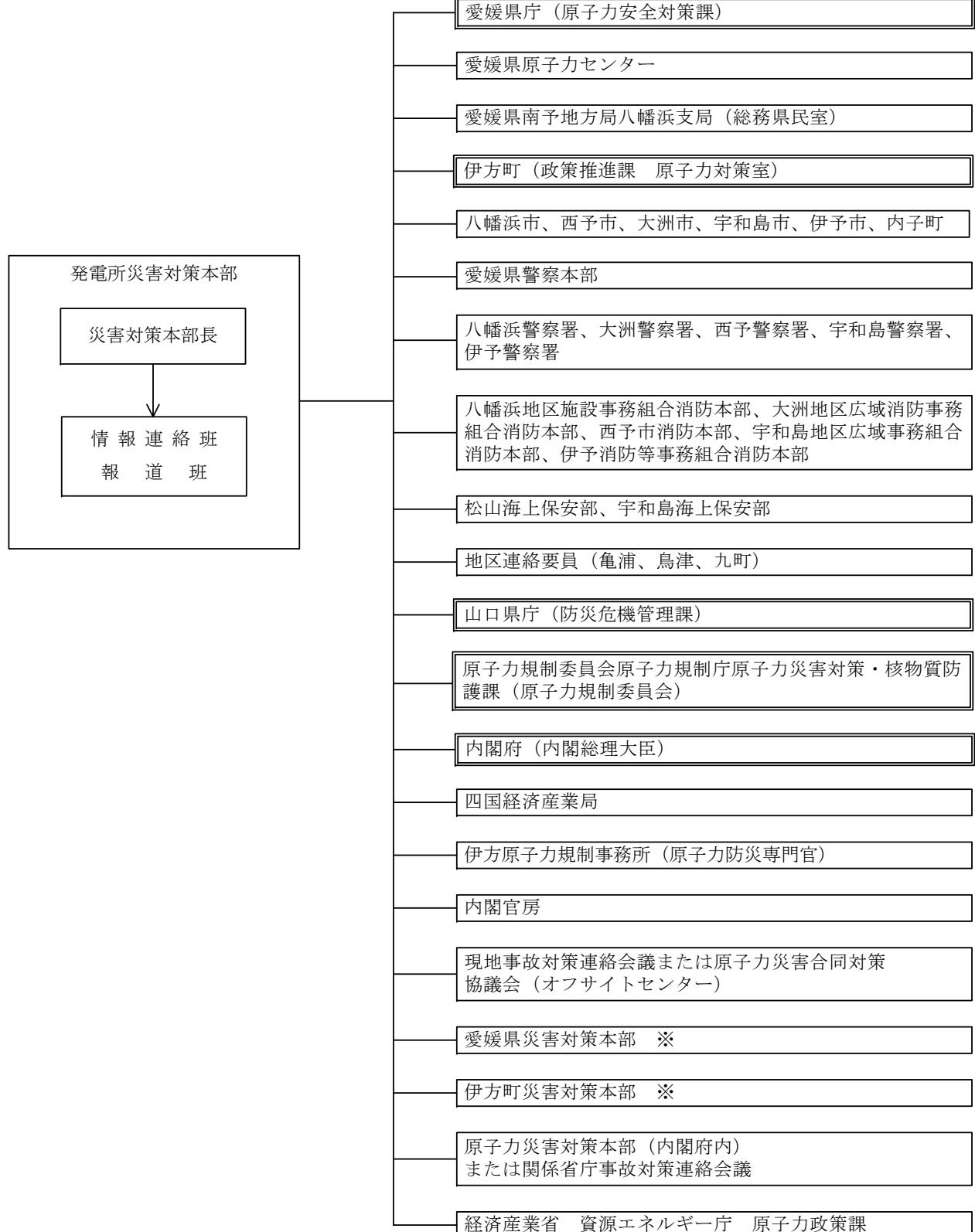
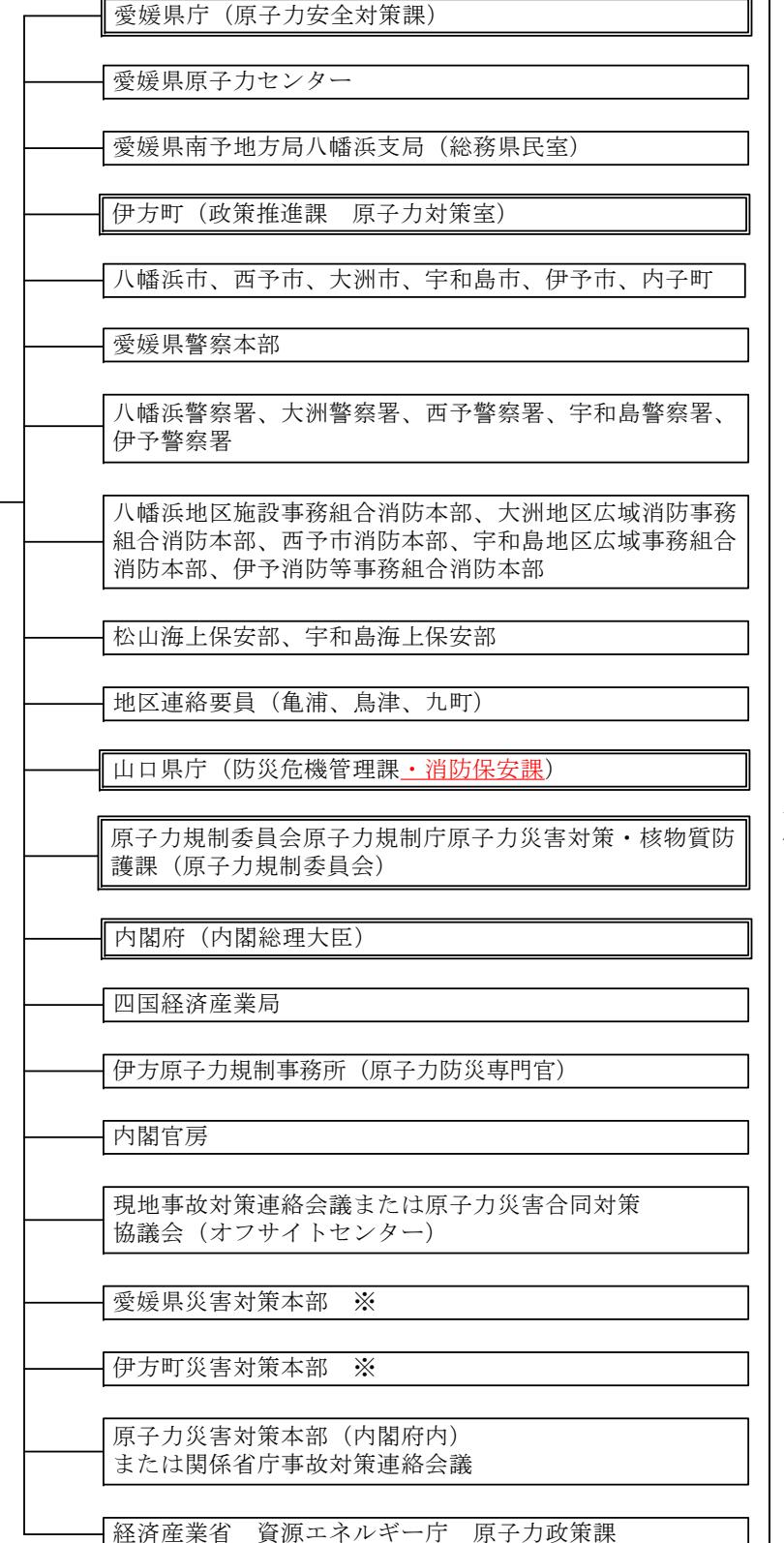
伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え前後比較表

内規名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画（4／6）

修 正 前	修 正 後	理 由
<p>別図2－14 非常準備体制発令基準に達した場合の情報連絡経路</p> <pre> graph TD ERH[災害対策本部 災害対策本部長] --> IRB[情報連絡班 報道班] IRB --> A[愛媛県庁(原子力安全対策課)] IRB --> B[愛媛県原子力センター] IRB --> C[愛媛県南予地方局八幡浜支局(総務県民室)] IRB --> D[伊方町(政策推進課 原子力対策室)] IRB --> E[八幡浜市、西予市、大洲市、宇和島市、伊予市、内子町] IRB --> F[愛媛県警察本部] IRB --> G[八幡浜警察署、大洲警察署、西予警察署、宇和島警察署、伊予警察署] IRB --> H[八幡浜地区施設事務組合消防本部、大洲地区広域消防事務組合消防本部、西予市消防本部、宇和島地区広域事務組合消防本部、伊予消防等事務組合消防本部] IRB --> I[松山海上保安部、宇和島海上保安部] IRB --> J[地区連絡要員(亀浦、鳥津、九町)] IRB --> K[山口県庁(防災危機管理課)] IRB --> L[内閣府(内閣総理大臣)] IRB --> M[原子力規制委員会原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課(原子力規制委員会)] IRB --> N[内閣官房] IRB --> O[内閣府 政策統括官付 参事官付] IRB --> P[伊方原子力規制事務所(原子力防災専門官)] </pre> <p>別図2－14 非常準備体制発令基準に達した場合の情報連絡経路</p> <pre> graph TD ERH[災害対策本部 災害対策本部長] --> IRB[情報連絡班 報道班] IRB --> A[愛媛県庁(原子力安全対策課)] IRB --> B[愛媛県原子力センター] IRB --> C[愛媛県南予地方局八幡浜支局(総務県民室)] IRB --> D[伊方町(政策推進課 原子力対策室)] IRB --> E[八幡浜市、西予市、大洲市、宇和島市、伊予市、内子町] IRB --> F[愛媛県警察本部] IRB --> G[八幡浜警察署、大洲警察署、西予警察署、宇和島警察署、伊予警察署] IRB --> H[八幡浜地区施設事務組合消防本部、大洲地区広域消防事務組合消防本部、西予市消防本部、宇和島地区広域事務組合消防本部、伊予消防等事務組合消防本部] IRB --> I[松山海上保安部、宇和島海上保安部] IRB --> J[地区連絡要員(亀浦、鳥津、九町)] IRB --> K[山口県庁(防災危機管理課・消防保安課)] IRB --> L[内閣府(内閣総理大臣)] IRB --> M[原子力規制委員会原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課(原子力規制委員会)] IRB --> N[内閣官房] IRB --> O[内閣府 政策統括官付 参事官付] IRB --> P[伊方原子力規制事務所(原子力防災専門官)] </pre>	<p>別図2－14 非常準備体制発令基準に達した場合の情報連絡経路</p> <pre> graph TD ERH[災害対策本部 災害対策本部長] --> IRB[情報連絡班 報道班] IRB --> A[愛媛県庁(原子力安全対策課)] IRB --> B[愛媛県原子力センター] IRB --> C[愛媛県南予地方局八幡浜支局(総務県民室)] IRB --> D[伊方町(政策推進課 原子力対策室)] IRB --> E[八幡浜市、西予市、大洲市、宇和島市、伊予市、内子町] IRB --> F[愛媛県警察本部] IRB --> G[八幡浜警察署、大洲警察署、西予警察署、宇和島警察署、伊予警察署] IRB --> H[八幡浜地区施設事務組合消防本部、大洲地区広域消防事務組合消防本部、西予市消防本部、宇和島地区広域事務組合消防本部、伊予消防等事務組合消防本部] IRB --> I[松山海上保安部、宇和島海上保安部] IRB --> J[地区連絡要員(亀浦、鳥津、九町)] IRB --> K[山口県庁(防災危機管理課・消防保安課)] IRB --> L[内閣府(内閣総理大臣)] IRB --> M[原子力規制委員会原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課(原子力規制委員会)] IRB --> N[内閣官房] IRB --> O[内閣府 政策統括官付 参事官付] IRB --> P[伊方原子力規制事務所(原子力防災専門官)] </pre>	<p>山口県地域防災計画（原子力災害対策編）改正に伴う修正</p>

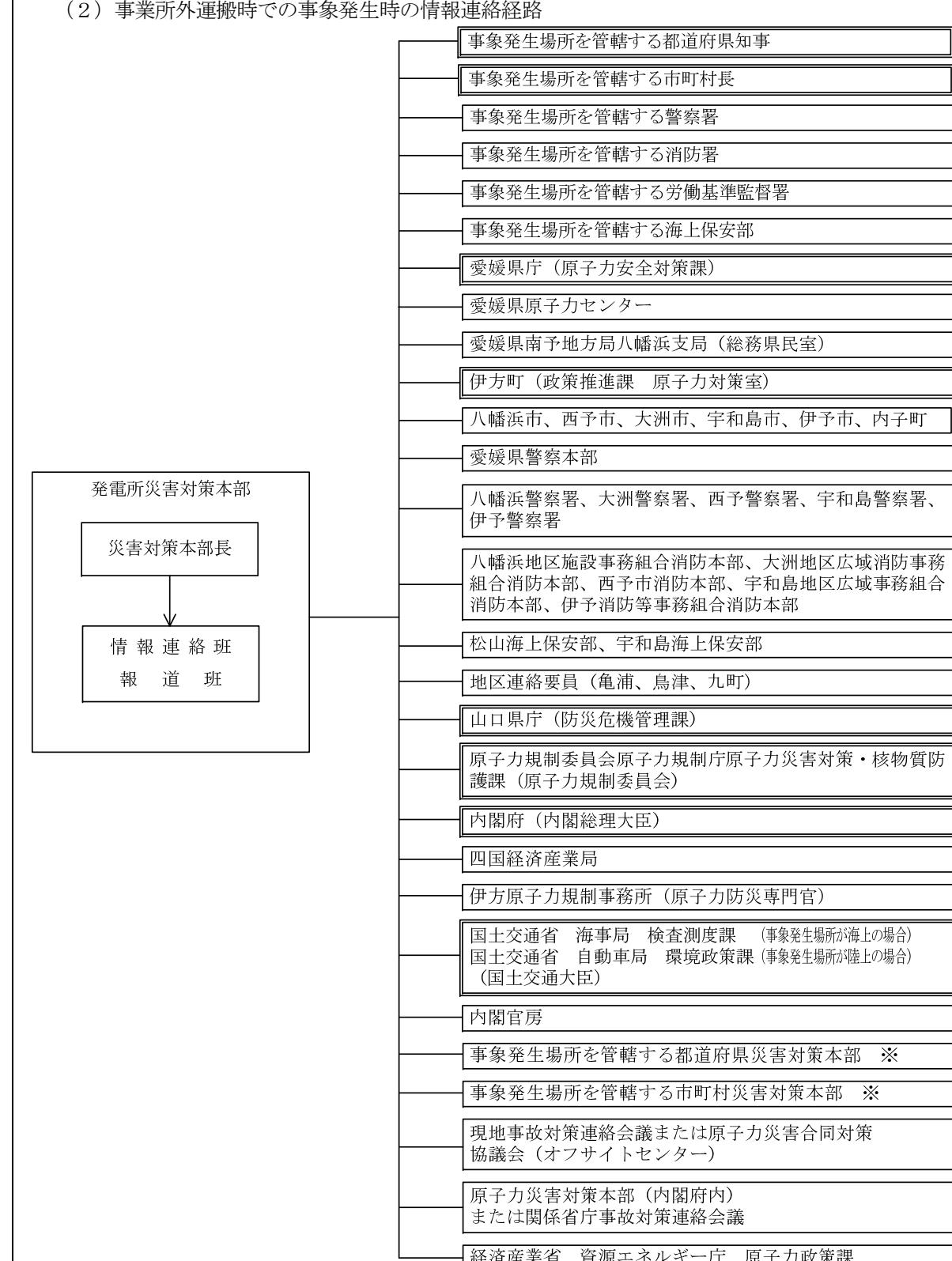
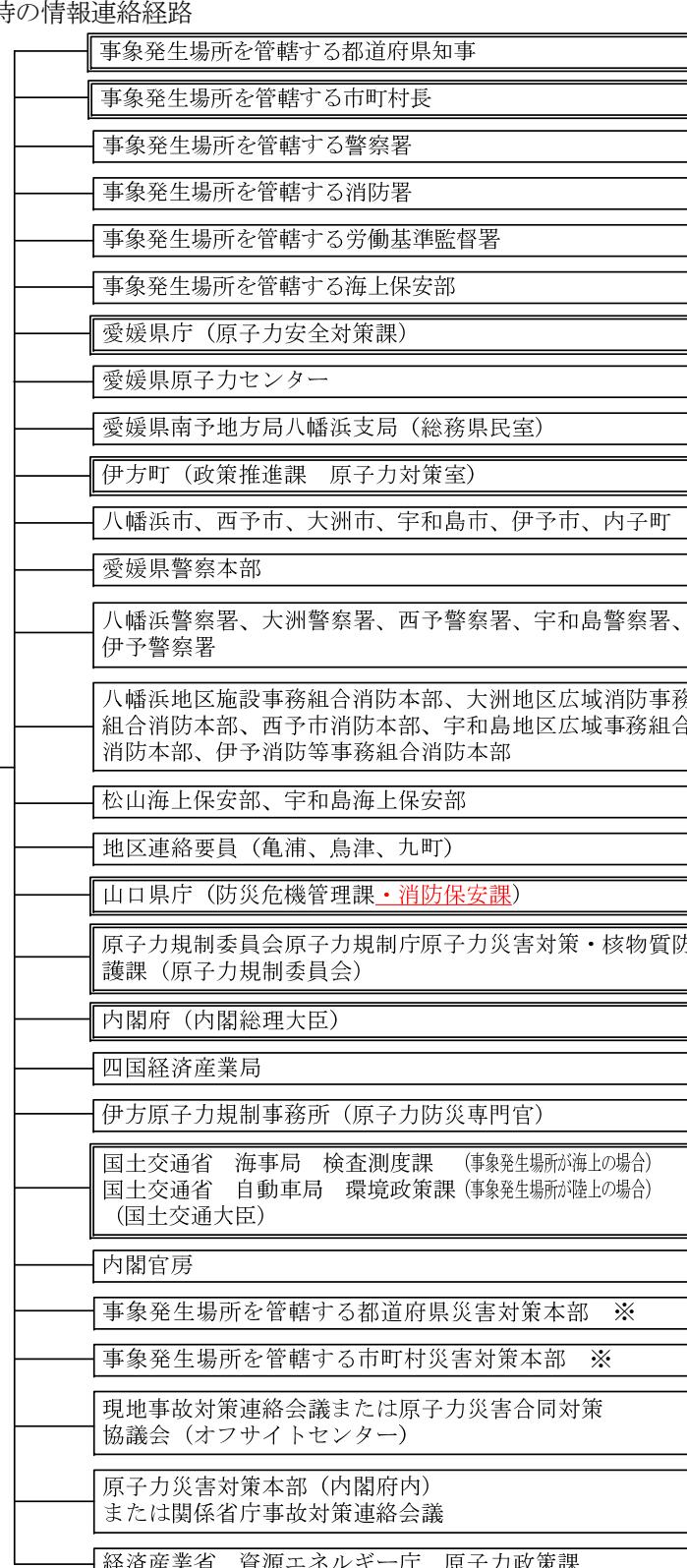
伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え前後比較表

内規名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画（5／6）

修 正 前	修 正 後	理 由
<p>別図2-15 第1種、第2種非常体制発足後の情報連絡経路（1／2） (1) 発電所内での事象発生時の情報連絡経路</p>  <pre> graph TD A[発電所灾害対策本部 灾害対策本部長] --> B[情報連絡班 報道班] B --> C[愛媛県庁(原子力安全対策課)] B --> D[愛媛県原子力センター] B --> E[愛媛県南予地方局八幡浜支局(総務県民室)] B --> F[伊方町(政策推進課 原子力対策室)] B --> G[八幡浜市、西予市、大洲市、宇和島市、伊予市、内子町] B --> H[愛媛県警察本部] B --> I[八幡浜警察署、大洲警察署、西予警察署、宇和島警察署、伊予警察署] B --> J[八幡浜地区施設事務組合消防本部、大洲地区広域消防事務組合消防本部、西予市消防本部、宇和島地区広域事務組合消防本部、伊予消防等事務組合消防本部] B --> K[松山海上保安部、宇和島海上保安部] B --> L[地区連絡要員(亀浦、鳥津、九町)] B --> M[山口県庁(防災危機管理課)] B --> N[原子力規制委員会原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課(原子力規制委員会)] B --> O[内閣府(内閣総理大臣)] B --> P[四国経済産業局] B --> Q[伊方原子力規制事務所(原子力防災専門官)] B --> R[内閣官房] B --> S[現地事故対策連絡会議または原子力災害合同対策協議会(オフサイトセンター)] B --> T[愛媛県災害対策本部※] B --> U[伊方町災害対策本部※] B --> V[原子力災害対策本部(内閣府内) または関係省庁事故対策連絡会議] B --> W[経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課] </pre> <p>※ : 原災法第25条第2項に基づく応急措置の報告先</p> <p>※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。</p> <p>別図2-15 第1種、第2種非常体制発足後の情報連絡経路（1／2） (1) 発電所内での事象発生時の情報連絡経路</p>  <pre> graph TD A[発電所灾害対策本部 灾害対策本部長] --> B[情報連絡班 報道班] B --> C[愛媛県庁(原子力安全対策課)] B --> D[愛媛県原子力センター] B --> E[愛媛県南予地方局八幡浜支局(総務県民室)] B --> F[伊方町(政策推進課 原子力対策室)] B --> G[八幡浜市、西予市、大洲市、宇和島市、伊予市、内子町] B --> H[愛媛県警察本部] B --> I[八幡浜警察署、大洲警察署、西予警察署、宇和島警察署、伊予警察署] B --> J[八幡浜地区施設事務組合消防本部、大洲地区広域消防事務組合消防本部、西予市消防本部、宇和島地区広域事務組合消防本部、伊予消防等事務組合消防本部] B --> K[松山海上保安部、宇和島海上保安部] B --> L[地区連絡要員(亀浦、鳥津、九町)] B --> M[山口県庁(防災危機管理課・消防保安課)] B --> N[原子力規制委員会原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課(原子力規制委員会)] B --> O[内閣府(内閣総理大臣)] B --> P[四国経済産業局] B --> Q[伊方原子力規制事務所(原子力防災専門官)] B --> R[内閣官房] B --> S[現地事故対策連絡会議または原子力災害合同対策協議会(オフサイトセンター)] B --> T[愛媛県災害対策本部※] B --> U[伊方町災害対策本部※] B --> V[原子力災害対策本部(内閣府内) または関係省庁事故対策連絡会議] B --> W[経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課] </pre> <p>※ : 原災法第25条第2項に基づく応急措置の報告先</p> <p>※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。</p>		

伊方発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え前後比較表

内規名称：伊方発電所原子力事業者防災業務計画 (6／6)

修 正 前	修 正 後	理 由
<p>別図2-15 第1種、第2種非常体制発足後の情報連絡経路 (2／2) (2) 事業所外運搬時での事象発生時の情報連絡経路</p>  <pre> graph TD A[事象発生場所を管轄する都道府県知事] --- B[事象発生場所を管轄する市町村長] B --- C[事象発生場所を管轄する警察署] C --- D[事象発生場所を管轄する消防署] D --- E[事象発生場所を管轄する労働基準監督署] E --- F[事象発生場所を管轄する海上保安部] F --- G[愛媛県庁(原子力安全対策課)] G --- H[愛媛県原子力センター] H --- I[愛媛県南予地方局八幡浜支局(総務県民室)] I --- J[伊方町(政策推進課 原子力対策室)] J --- K[八幡浜市、西予市、大洲市、宇和島市、伊予市、内子町] K --- L[愛媛県警察本部] L --- M[八幡浜警察署、大洲警察署、西予警察署、宇和島警察署、伊予警察署] M --- N[八幡浜地区施設事務組合消防本部、大洲地区広域消防事務組合消防本部、西予市消防本部、宇和島地区広域事務組合消防本部、伊予消防等事務組合消防本部] N --- O[松山海上保安部、宇和島海上保安部] O --- P[地区連絡要員(亀浦、鳥津、九町)] P --- Q[山口県庁(防災危機管理課)] Q --- R[原子力規制委員会原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課(原子力規制委員会)] R --- S[内閣府(内閣総理大臣)] S --- T[四国経済産業局] T --- U[伊方原子力規制事務所(原子力防災専門官)] U --- V[国土交通省 海事局 検査測度課(事象発生場所が海上の場合)] V --- W[国土交通省 自動車局 環境政策課(事象発生場所が陸上の場合)] W --- X[内閣官房] X --- Y[事象発生場所を管轄する都道府県災害対策本部※] Y --- Z[事象発生場所を管轄する市町村災害対策本部※] Z --- AA[現地事故対策連絡会議または原子力災害合同対策協議会(オフサイトセンター)] AA --- BB[原子力災害対策本部(内閣府内)または関係省庁事故対策連絡会議] BB --- CC[経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課] </pre> <p>※ : 原災法第25条第2項に基づく応急措置の報告先 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。</p>	<p>別図2-15 第1種、第2種非常体制発足後の情報連絡経路 (2／2) (2) 事業所外運搬時での事象発生時の情報連絡経路</p>  <pre> graph TD A[事象発生場所を管轄する都道府県知事] --- B[事象発生場所を管轄する市町村長] B --- C[事象発生場所を管轄する警察署] C --- D[事象発生場所を管轄する消防署] D --- E[事象発生場所を管轄する労働基準監督署] E --- F[事象発生場所を管轄する海上保安部] F --- G[愛媛県庁(原子力安全対策課)] G --- H[愛媛県原子力センター] H --- I[愛媛県南予地方局八幡浜支局(総務県民室)] I --- J[伊方町(政策推進課 原子力対策室)] J --- K[八幡浜市、西予市、大洲市、宇和島市、伊予市、内子町] K --- L[愛媛県警察本部] L --- M[八幡浜警察署、大洲警察署、西予警察署、宇和島警察署、伊予警察署] M --- N[八幡浜地区施設事務組合消防本部、大洲地区広域消防事務組合消防本部、西予市消防本部、宇和島地区広域事務組合消防本部、伊予消防等事務組合消防本部] N --- O[松山海上保安部、宇和島海上保安部] O --- P[地区連絡要員(亀浦、鳥津、九町)] P --- Q[山口県庁(防災危機管理課・消防保安課)] Q --- R[原子力規制委員会原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課(原子力規制委員会)] R --- S[内閣府(内閣総理大臣)] S --- T[四国経済産業局] T --- U[伊方原子力規制事務所(原子力防災専門官)] U --- V[国土交通省 海事局 検査測度課(事象発生場所が海上の場合)] V --- W[国土交通省 自動車局 環境政策課(事象発生場所が陸上の場合)] W --- X[内閣官房] X --- Y[事象発生場所を管轄する都道府県災害対策本部※] Y --- Z[事象発生場所を管轄する市町村災害対策本部※] Z --- AA[現地事故対策連絡会議または原子力災害合同対策協議会(オフサイトセンター)] AA --- BB[原子力災害対策本部(内閣府内)または関係省庁事故対策連絡会議] BB --- CC[経済産業省 資源エネルギー庁 原子力政策課] </pre> <p>※ : 原災法第25条第2項に基づく応急措置の報告先 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。</p>	<p>山口県地域防災計画(原子力災害対策編)改正に伴う修正</p>